

わかる！社労士 2020年度版

法改正情報

(2020年2月10日掲載版)

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2020年度版の各書籍の編集後に発生した法改正に関する情報です。

入門ゼミ

まだ、改正情報はありません。

テキスト&問題集

1. ワンストップサービスに係る改正

【改正の概要】

健康保険等の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減及び利便性の向上のため、健康保険法等に基づく手続のうち届出契機が同一のもの（例えば、資格取得など）を、それぞれ他の行政機関でも提出することができるようにしました。また、そのための様式として、新たに、それら行政機関で統一した様式（統一様式）を設けることとなりました。いわゆる「ワンストップサービス」を実現するための改正です。

(1) 改正の全体像

健康保険法、厚生年金保険法、徴収法及び雇用保険法の届出のうち、事業所の新規適用・廃止、被保険者の資格取得・喪失について、所定の要件を満たした場合は、それぞれ他の行政機関を経由して提出できるようになりました。

対象の法律	対象の届出
健康保険法、厚生年金保険法、徴収法及び雇用保険法	事業所の新規適用・廃止、被保険者の資格取得・喪失に関わる届出

(2) 健康保険法の届出

次の経由ができるようになりました(ここから(5)までは個別の法律ごとの内容です)。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
『テキスト &問題集』 (以下、【テ】 とします) P606	新規適用事業所の届出(協会管掌健康保険の適用事業所に限ります)(統一様式による場合)	あわせて徴収法の保険関係の成立の届出又は雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	適用事業所に該当しなくなった場合の届出(協会管掌健康保険の適用事業所に限ります)(統一様式による場合)	あわせて雇用保険法の事業所の廃止の届出を提出するときは、 所轄公共職業安定所長 を経由できる	
	協会管掌健康保険の被保険者の資格取得届(統一様式による場合)	あわせて雇用保険法の被保険者の資格取得の届出を提出するときは、 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	
	協会管掌健康保険の被保険者の資格喪失届(統一様式による場合)	あわせて雇用保険法の被保険者の資格喪失の届出を提出するときは、 所轄公共職業安定所長 を経由できる	

※健康保険法に基づく届書は、**協会管掌健康保険**に係る届書に限り、対象となります。

※徴収法による保険関係成立届については、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

(3)厚生年金保険法の届出

健康保険法と同様の経由規定が設けられました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
【テ】 P846	健康保険法と同様です。		新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。

(4) 徴収法の届出

① 経由規定

次の経由ができるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
【テ】 P415	保険関係成立届(一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの及び労災保険に係る保険関係のみが成立している事業に係るもの)(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出並びに雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 年金事務所又は所轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	保険関係成立届(雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業に係るもの)(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出並びに雇用保険法の事業所の設置の届出を提出するときは、 年金事務所又は所轄労働基準監督署長 を経由できる	

※この規定による「保険関係成立届」は、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

次の経由もできるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
【テ】 P415、416、 462	保険関係成立届（社会 保険適用事業所の事業 主が提出する場合に限 り、前表の規定による 場合を除きます）、名 称・所在地等変更届、 代理人選任・解任届	年金事務所	新規の規定 なので、テキ スト内に、直 接的に関連 する記述は ありません。

②統一様式にあわせて提出する概算保険料申告書の経由規定

概算保険料申告書であって、一般保険料に係るもの（保険関係成立届にあわせて、健康保険法の新規適用届及び厚生年金保険法の新規適用届又は雇用保険法の適用事業所設置届を提出する場合に、これらの届書と同時に提出するものに限ります）の提出については、**年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長**を経由して行うことができるものとしました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
【テ】 P442 等	概算保険料申告書であっ て、一般保険料に係るもの （保険関係成立届にあわせ て、健康保険法の新規適用 届及び厚生年金保険法の新 規適用届又は雇用保険法の 適用事業所設置届を提出す る場合に、これらの届書と 同時に提出するものに限 ります）	年金事務所、所轄労働 基準監督署長又は所 轄公共職業安定所長 を経由できる	新規の規 定なので、 テキスト内 に、直接的 に関連する 記述はあり ません。

※この規定による「保険関係成立届」は、有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます。

③「労働基準監督署」について

従来、経由先とされていた「労働基準監督署」が「所轄労働基準監督署長」に改正されました。

関連頁	改正前の経由先	改正後の経由先	特記事項
【テ】P442	労働基準監督署	所轄労働基準監督署長	中段の「経由先」の中の、「労働基準監督署」を「所轄労働基準監督署長」に修正してください。

(5)雇用保険法

次の経由等ができるようになりました。

関連頁	届出	経由できる行政機関	特記事項
【テ】 P319、321	資格取得届(統一様式によらない場合)	年金事務所 を経由できる	新規の規定なので、テキスト内に、直接的に関連する記述はありません。
	資格取得届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者の資格取得の届出を提出するときは、 労働基準監督署長又は年金事務所 を経由できる	
	資格喪失届(統一様式による場合及びよらない場合)	年金事務所	
	転勤届		
	適用事業所設置届又は適用事業所廃止届(統一様式によらない場合)		
適用事業所設置届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用の届出及び徴収法の保		

		険関係成立届を提出するときは、 労働基準監督署長又は年金事務所 を経由できる	
	適用事業所廃止届(統一様式による場合)	あわせて健康保険法及び厚生年金保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出を提出するときは、 労働基準監督署長又は年金事務所 を経由できる	
	事業主事業所各種変更届	年金事務所	
	代理人選任・解任届		

2. 国民年金法/全額申請免除等に係る事項

【改正の概要】

国民年金法に規定する保険料の免除等に係る手続において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（番号利用法に基づく特定個人情報の提供の求め及び提供）の本格運用を開始することにより、日本年金機構（機構）が免除申請者等の前年度の所得の状況（所得に係る税の申告を行っていないことを含みます）を把握することが可能になることから、全額申請免除等の際の申請書記載事項について見直しました。

市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が**保険料全額免除の所得要件**に該当する蓋然性が高い（編注：確率が高い）と認める者に係る法第90条第1項の規定による申請〔申請（全額）免除〕については、所得に係る事項（次表4.）を除いた事項を記載した申請書を日本年金機構に提出することによって行うことができるようになりました。

【申請(全額)免除の際の申請書の記載事項の比較】

関連頁	本来必要な記載事項	所得要件に該当する蓋然性が高い場合	特記事項
【テ】 P773	1. 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号 2. 保険料全額免除を受けようとする期間 3. 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主(申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。)の氏名並びに申請者の配偶者の氏名及び生年月日 3の2. 申請者の配偶者(当該申請者と同一の世帯に属する者であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。)の個人番号 4. 2. に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者(申請者等)が保険料を納付することを要しない者である	1. 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号 2. 保険料全額免除を受けようとする期間 3. 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主(申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。)の氏名並びに申請者の配偶者の氏名及び生年月日 3の2. 申請者の配偶者(当該申請者と同一の世帯に属する者であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができるものを除く。)の個人番号	テキスト内には、直接の記述はありません。

	ことを明らかにすることが できる所得の状況その 他の事実		
--	------------------------------------	--	--

※「保険料の免除の特例（納付猶予）」に係る申請についても同様の改正が行われています。

3. 障害者雇用促進法/特定短時間労働者等

【改正の概要】

障害者雇用促進法に新たに規定された特定短時間労働者の週所定労働時間が、正式に定められました。あわせて、雇用状況の報告先が、「主たる事業所の管轄公共職業安定所長」に改正されました。

(1) 特定短時間労働者

『テキスト&問題集』P505に掲載したとおり、「週所定労働時間が10時間以上20時間未満」の者を**特定短時間労働者**とすることとしました（『テキスト&問題集』掲載時点では、見込みでした）。

⇒関連ページ 『テキスト&問題集』P505

(2) 障害者の雇用状況の報告

障害者の雇用状況の報告の提出先が、「主たる事業所の管轄公共職業安定所長」に改正されました。

関連頁	改正前の提出先	改正後の提出先	特記事項
【テ】 P504	主たる <u>事務所</u> の所在地を管轄する公共職業安定所長	主たる <u>事業所</u> の所在地を管轄する公共職業安定所長	本文 一番下の行の「事務所」を「事業所」に修正してください。

4. 国保・高齢者医療確保法/賦課限度額等

【改正の概要】

国民健康保険法及び高齢者医療確保法の保険料の賦課限度額（上限額）が見直されました。また、高齢者医療確保法の規定により、令和2年度及び令和3年度の後期高齢者負担率が定められました。

(1)国民健康保険法

保険料の基礎賦課額の上限額が改正されました。

関連頁	改正前の基礎賦課額 の上限額	改正後の基礎賦課額 の上限額	特記事項
【テ】 P1020	61万円	63万円	問9 B肢解説中「61万円」を「63万円」に修正してください。

(2)高齢者医療確保法

①保険料の賦課額の上限額

保険料の賦課額の上限額が改正されました。

関連頁	改正前の賦課額の 上限額	改正後の賦課額の 上限額	特記事項
【テ】 P1008	62万円	64万円	問9 E肢問題文中「62万円」を「64万円」に修正してください。

②後期高齢者負担率

令和2年度及び令和3年度の後期高齢者負担率が定められました。

関連頁	改正前	改正後	特記事項
【テ】 P981	<u>平成30年度及び令和元年度(平成31年度)</u> における後期	<u>令和2年度及び令和3年度</u> における後期高齢者負担率は、	側注(右側の、小さい文字のところです) Point*4を、改正後の

	高齢者負担率は、 <u>100分の11.18</u> で す。	<u>100分の11.41</u> です。	ものに修正してくださ い。
--	---------------------------------------	-----------------------	------------------

今回のファイルはここまでです。

⇒6月に、令和元年度末に発出される改正を含めた法改正情報をアップする予定です。

以下、余白